

社債発行届出目論見書の訂正事項分

平成19年3月（第2回訂正分）

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

この届出目論見書により行う社債9,997百万円の募集（一般募集）については、社債の発行価格及び利率等が平成19年3月14日に決定しましたので、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年3月14日に関東財務局長に提出し、平成19年3月14日にその届出の効力が生じております。

1 【社債発行届出目論見書の訂正理由】

平成19年2月26日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成19年3月6日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成19年3月14日に社債の発行価格及び利率等を決定し、同日引受けならびに募集取扱契約及び社債管理委託契約を締結いたしましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い社債発行届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

2 【訂正事項】

| | |
|---------------------|----|
| 第一部【証券情報】 | 1頁 |
| 第1【募集要項】 | 1 |
| 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】 | 1 |
| 発行価額の欄 | 1 |
| 発行価格の欄 | 1 |
| 利率の欄 | 1 |
| 申込証拠金の欄 | 1 |
| 申込期間の欄 | 1 |
| 払込期日の欄 | 1 |
| 取得格付の欄 | 1 |
| 欄外注記 | 1 |
| 2【社債の引受け及び社債管理の委託】 | 1 |
| (1)【社債の引受け】 | 1 |
| 欄外注記 | 1 |
| (2)【社債管理の委託】 | 1 |
| 欄外注記 | 1 |
| 3【新規発行による手取金の使途】 | 2 |
| (1)【新規発行による手取金の額】 | 2 |
| (2)【手取金の使途】 | 2 |

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____野で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

発行価額の総額の欄

| | |
|------------|-----------|
| 発行価額の総額（円） | 金9,997百万円 |
|------------|-----------|

発行価格の欄

| | |
|---------|----------------------|
| 発行価格（円） | 各社債の金額100円につき金99円97銭 |
|---------|----------------------|

利率の欄

| | |
|-------|--------|
| 利率（%） | 年1.29% |
|-------|--------|

申込証拠金の欄

| | |
|----------|--|
| 申込証拠金（円） | 各社債の金額100円につき金99円97銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |
|----------|--|

申込期間の欄

| | |
|------|------------|
| 申込期間 | 平成19年3月14日 |
|------|------------|

払込期日の欄

| | |
|------|------------|
| 払込期日 | 平成19年3月26日 |
|------|------------|

取得格付の欄

| | |
|------|--|
| 取得格付 | 1. 取得格付 AAA (トリプルA) 2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター ¹ 3. 格付取得日 平成19年3月14日 |
|------|--|

欄外注記

(注)

<前略>

(注) 15. 及び16. の全文削除

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

欄外注記

(注) の全文削除

(2) 【社債管理の委託】

欄外注記

(注) の全文削除

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（百万円） | 発行諸費用の概算額（百万円） | 差引手取概算額（百万円） |
|--------------|----------------|--------------|
| 9,997 | 25 | 9,972 |

(注) の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,972百万円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金に充当する予定であります。

なお、かかる新設、改築、修繕又は災害復旧の計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 2 道路資産 (3) 道路資産の建設、除却等の計画」をご参照下さい。